

令和2年度答申第21号
令和2年7月10日

諮問番号 令和2年度諮問第12号（令和2年6月15日諮問）
審査庁 文部科学大臣
事件名 高等学校等就学支援金受給資格消滅処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A教育委員会（以下「処分庁」という。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）4条の規定に基づく高等学校等就学支援金（以下単に「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けていた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、当該受給資格が消滅したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 就学支援金の受給資格とその認定について

ア 就学支援金支給法3条1項は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有するもの（以下「生徒等」という。）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金を支給すると規定している。ただし、同条2項3号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施

行令（平成22年政令第112号。以下「就学支援金支給法施行令」という。）1条2項（令和2年政令第89号による改正前のもの。以下同じ。）は、就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）分の生徒等の保護者等（生徒等に親権を行う者がいるときは、その者をいう。以下同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額）が50万7,000円以上である者に対しては、就学支援金を支給しないと規定している。そして、就学支援金支給法施行令1条1項1号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「就学支援金支給法施行規則」という。）2条2項4号は、「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」については、上記の所得制限の判断対象から除外すると規定している。

イ 就学支援金支給法4条は、生徒等が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあつては、都道府県教育委員会。ウにおいて同じ。）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定（以下「受給資格の認定」という。）を申請し、受給資格の認定を受けなければならないと規定している。

ウ 就学支援金支給法施行規則3条2項は、都道府県知事は、受給資格の認定をしたとき、又は受給資格の認定をしなかったときは、就学支援金支給法4条に規定する申請を行った者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、その旨を通知しなければならないと規定している。

(2) 就学支援金の支給について

ア 就学支援金支給法6条1項は、都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあつては、都道府県教育委員会）は、受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対し、就学支援金を支給すると規定している。

イ 就学支援金支給法6条2項は、就学支援金の支給は、受給権者が受給

資格の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する日から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わると規定している。

(3) 収入の状況の届出について

ア 就学支援金支給法17条は、受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならないと規定している。

イ 就学支援金支給法施行規則11条1項本文は、アによる届出（以下「収入状況届出」という。）は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等（届出書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。）を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならないと規定している。

(4) 就学支援金の受給事由消滅の届出について

ア 就学支援金支給法施行規則4条1項は、支給対象高等学校等の設置者は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅したときは、その旨を速やかに都道府県知事（当該支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあっては、都道府県教育委員会。イにおいて同じ。）に届け出なければならないと規定している。

イ 就学支援金支給法施行規則4条2項は、都道府県知事は、アによる届出があったときは、当該届出に係る受給権者であった者に対し、支給対象高等学校等であった高等学校等の設置者を通じて、その旨を通知しなければならないと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成30年1月5日付けで、処分庁に対し、就学支援金支給法4条の規定に基づき、在学する県立高等学校（以下「本件高等学校」という。）における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定（受給資格の認定）の申請をした。

処分庁は、審査請求人に対し、平成30年2月2日付けで受給資格の認定をし、同年1月から就学支援金を支給することとした。

(高等学校等就学支援金受給資格認定申請書、「高等学校等就学支援金の受給資格認定について」と題する書面)

- (2) 審査請求人は、令和元年6月24日付けで、処分庁に対し、収入状況届出をした。

(高等学校等就学支援金収入状況届出書)

- (3) 本件高等学校長は、令和元年7月29日付けで、処分庁に対し、上記(2)の収入状況届出によると、審査請求人の両親の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が51万4,800円であり、その収入状況が就学支援金支給法3条2項3号及び就学支援金支給法施行令1条2項に定める所得制限である50万7,000円を超えているとして、審査請求人の受給資格が消滅したことを届け出た。

処分庁は、審査請求人に対し、令和元年8月6日付けで、審査請求人の受給資格が消滅したことを確認する処分(本件処分)を行い、同年7月から令和2年3月までの就学支援金を支給しないこととした。

本件高等学校長は、審査請求人に対し、令和元年8月29日付けで、上記内容を通知した。

(令和元年7月29日付け決裁文書「高等学校等就学支援金に係る受給資格認定申請者一覧及び収入状況届出者一覧の提出について(伺い)」、令和元年8月6日付け決裁文書「高等学校等就学支援金受給資格の消滅(収入状況届出者分)について(伺い)」、「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」と題する書面)

- (4) 審査請求人は、令和元年10月18日、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和2年6月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の両親の間には、家庭裁判所において、両親は、当分の間、別居を続けること、別居期間中、母親が審査請求人を含む両者間の未成年の子二人を事実上監護養育すること、父親は、母親に対し、婚姻費用の分担として、毎月12万円を支払うこと等を内容とする調停(以下「本件調停」という。)が成立している。審査請求人の母親は、離婚をした方と同じく、定額

の養育費で、一人親で子の養育を行っている。別居後、審査請求人の父親は、母親と一度も会っておらず、子の養育を放棄している。審査請求人の家庭は、両親が離婚をした家庭と同じく、一人親家庭で、生活状況も厳しい。したがって、処分庁が審査請求人の両親の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額で収入状況の審査をして本件処分をしたことは、納得ができない。母親の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額のみで収入状況の再審査をすることを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人の父親が就学支援金支給法3条2項3号にいう収入状況確認の対象となる「保護者等」に当たるか否かを判断するに際しては、まず、審査請求人の父親が民法（明治29年法律第89号）818条3項にいう「親権を行うことができない」者に該当するか否かを検討する必要がある。審査請求人の父親は、審査請求人及びその母親と別居しており、かつ、審査請求人の両親の間には、家庭裁判所において本件調停が成立している。しかし、本件調停は、あくまで、父母は当分の間別居を継続すること、審査請求人を含む夫婦間の子は母親が事実上監護養育すること、父親は養育費を含む婚姻費用を母親と分担して負担すべきこと等について定めたものであり、審査請求人の両親の間における法律上の婚姻関係は依然として継続していることが認められる。加えて、本件調停において「当分の間」別居するとされていることから明らかなように、審査請求人の両親の間の別居は離婚意思に基づくものとは認められず、事実上の離婚状態に至っているものとも評価することはできない。したがって、審査請求人の父親は、法律上及び事実上の両側面において、審査請求人に対して親権を行使し得る者に当たるといえる。

その上で、審査請求人の父親が「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」（上記第1の1の(1)のア）に該当するか否かを検討すると、「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当するというためには、離婚協議中かつ別居中であり、保護者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない等の事情のあることが求められるところ、審査請求人の父親は、審査請求人の母親の求めに応じて収入状況の確認書類を提出しているのであるから、「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に当たるとはいえない。

したがって、審査請求人の父親は、就学支援金支給法3条2項3号にいう収入

状況確認の対象となる「保護者等」に当たり、就学支援金支給法17条に基づく審査請求人による収入状況の届出に対し、処分庁が審査請求人の両親の収入状況を基礎としてした本件処分は、就学支援金支給法3条2項3号及び17条を始めとした関係法令の規定及びその解釈に従って適正にされたものといえる。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 本件処分は、審査請求人の両親の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が51万4,800円であり、その収入状況が就学支援金支給法3条2項3号及び就学支援金支給法施行令1条2項に定める所得制限である50万7,000円を超えているとして、されたものである（上記第1の2の(3)）。

就学支援金支給法3条2項3号及び就学支援金支給法施行令1条2項は、生徒等の保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が50万7,000円以上である者に対しては、就学支援金を支給しないと規定している（上記第1の1の(1)のア）。本件処分は、審査請求人の両親の収入状況が上記の所得制限を超えたことにより審査請求人の受給資格が消滅したことを確認したものである。そして、本件においては、後記(2)のとおり、審査請求人の両親が別居を続けているという事情はあるものの、審査請求人の父親は、審査請求人の養育費を含む婚姻費用の支払を続けているし、審査請求人による受給資格の認定の申請及び収入状況届出において、自らの課税証明書を提出して、それらの手続に協力しているのであるから、審査請求人の父親は、上記の所得制限の判断対象から除外される「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」（上記第1の1の(1)のア）に当たるとはいえない。

したがって、本件処分は、適法である。

(2) 審査請求人は、審査請求人の両親の間には本件調停が成立しており、審

査請求人の家庭は、両親が離婚をした家庭と同じく、一人親家庭であり、父親は子の養育を放棄しているから、処分庁が審査請求人の両親の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額で収入状況の審査をして本件処分をしたことは納得ができないと主張している（上記第1の3）。そして、審査請求人は、当審査会に対し、令和2年6月22日付けの主張書面を提出し、本件調停の後、審査請求人の母親は、弁護士と委任契約を締結して、父親との間で離婚の話し合いをしており、いまだ離婚は成立していないが、両親は事実上の離婚状態にあると主張している。

一件記録によれば、(ア)審査請求人の両親の間には、平成28年3月17日、家庭裁判所において本件調停が成立したこと、(イ)本件調停においては、①審査請求人の両親は、当分の間、別居を続けること、②別居期間中、母親が審査請求人を含む両者間の未成年の子二人を事実上監護養育すること、③父親は、母親に対し、両者間の未成年の子二人の各養育費の支払を含む婚姻費用の分担として、別居の解消又は婚姻の解消まで、毎月、12万円を支払うことなどが合意されたこと、(ウ)審査請求人が平成30年1月5日付けでした受給資格の認定の申請においては、両親の課税証明書が提出されたこと、(エ)審査請求人が平成30年7月1日付けでした収入状況届出においては、届出書に、母親の課税証明書のみが添付され、父親の課税証明書については、「別居中により、学校に直接提出するように言っています。」との書き込みがされ、父親の課税証明書も提出されたこと、(オ)審査請求人が令和元年6月24日付けでした収入状況届出においては、届出書に、両親の課税証明書は「別居中のため、個々に届けます。」との書き込みがされ、両親の課税証明書が別々に提出されたことが認められる。

そうすると、審査請求人の両親は、別居を続けているものの、離婚はしていないのであるから、審査請求人の家庭を両親が離婚をした家庭と同一視することはできない。そして、審査請求人の主張（審査請求書及び上記主張書面）によれば、父親は、本件調停で合意したところに従い、審査請求人の養育費を含む婚姻費用の支払を続けているとのことであるし、上記(ウ)から(オ)までの審査請求人による受給資格の認定の申請及び収入状況届出において、父親は、自らの課税証明書を提出して、それらの手続に協力しているのであるから、父親が審査請求人の養育を放棄しているとはいえない。

したがって、処分庁が審査請求人の両親の道府県民税所得割の額と市町

村民税所得割の額とを合算した額で収入状況の審査をしたことは妥当であり、審査請求人の上記主張は採用することができない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公